

田辺市周辺衛生施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例

制定 平成2年12月10日 条例第2号

改正 平成29年3月1日 条例第5号

田辺市周辺衛生施設組合職員の勤務時間に関する条例（昭和52年田辺市周辺衛生施設組合条例第11号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の勤務時間、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。

（勤務時間、休暇等）

第2条 職員の勤務時間、休日、休暇等については、田辺市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年田辺市条例第34号）の適用を受ける職員の例による。

（委任）

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月1日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。